別記様式（第４条関係）

残留塩素等検定委託契約書

　相馬地方広域水道企業団（以下｢甲｣という。）と　　　　　　　（以下｢乙｣という。）との間において、水道の残留塩素等検定の委託に関し、次のとおり契約する。

第１条　甲は、乙に水道の残留塩素等の検定作業（以下｢検定作業｣という。）を委託する

ものとする。

第２条　前条に定める検定作業は、１日１回甲の指定した時間に行うものとする。

第３条　乙は、甲の指定した様式により、検定作業の結果を毎月５日まで前月分を甲に報告しなければならない。ただし、測定結果が０．１ｍｇ／ℓ未満の場合、ただちに報告するものとする。

第４条　甲は、乙に検定作業の委託料として、月３,０００円に１００分の１１０を乗じ

て得た額を月末までに支払うものとする。

第５条　甲は、乙に検定作業に要する消耗品を支給するものとする。

第６条　甲は、乙が事故又は過失により本契約の条項に違反したときは、ただちにこの契約を解除できるものとし、この場合、乙が甲に損害を与えたときは、ただちに賠償の責に任ずるものとする。

第７条　甲並びに乙は、本契約期間中やむを得ない事由がある場合は、原則として2か月前までに相手方に予告することにより解約できるものとする。

第８条　本契約の有効期限は、契約の日より１年とする。ただし、期間満了の１月前までに甲乙双方に異議のないときは、１年間本契約の効力を延長するものとする。

　上記契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ各自１通を保有するものとする。

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　住所　福島県相馬市大野台二丁目３番地の５

　　　　　　　　　　　　　　　甲　　　　相馬地方広域水道企業団

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　企業長　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　印